

有効期限▶7月31日

資格確認書等の更新

令和6年12月2日、健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。そのため、資格確認書等の更新はマイナ保険証の有無により取り扱いが変わります。



資格確認書等に関するお問い合わせ

▶住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423

国民健康保険

7月
送付

▶マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を送付します。

資格情報のお知らせ▶ご自身の被保険者資格等を把握するための書類です。

※70歳未満の方は、記載内容等の変更がない限り「資格情報のお知らせ」の送付は今回のみとなります。

▶マイナ保険証を持っていない方

「資格確認書」を簡易書留で送付します。

資格確認書▶保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証での受診が困難な方（要配慮者）は申請により資格確認書を交付できる場合がありますので、住民課（役場本庁1階）までご相談ください。

CHECK

社会保険への加入など、国民健康保険を脱退する場合は手続きが必要です。手続きはインターネットまたは住民課、各地区コミュニティセンターの窓口で受け付けます。他の健康保険に加入していながら、国民健康保険を利用して医療機関を受診した場合、医療費の保険者負担分を返金していただく場合がありますのでご注意ください。



▲
菰野町 HP

後期高齢者医療保険

7月
中旬
送付

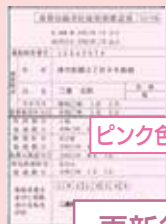
マイナ保険証の利用登録状況に関わらず、新しい資格確認書（ピンク色）を、特定記録郵便で送付します。

7月31日までは現在お持ちの被保険者証または資格確認書（若草色）、8月1日からは新しい資格確認書（ピンク色）をご使用ください。若草色の被保険者証または資格確認書は、8月1日以降に役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却するか、個人情報の取り扱いに注意して破棄してください。



若草色

更新



更新後
8月1日から



後期高齢者
医療制度

保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。保険料額と納付方法は、7月中旬に町から送付する保険料納入通知書等をご確認ください。なお、令和7年度の保険料の計算は、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日）の所得を用います。

令和7年度 年間保険料額 上限額80万円	=	均等割額 48,903円	+	所得割額 (被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等 ^{※1}) × 9.82%
----------------------------	---	-----------------	---	---

※1 総所得金額等は以下にご留意ください。

- ▶各収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含みますが、退職所得は含みません。
- ▶遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- ▶各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は、適用されません。



後期高齢者
医療制度

保険料均等割額の軽減

基準日^{※1}における前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）が減額される措置があります。

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合	軽減後の金額
43万円+10万円× (年金・給与所得者数 ^{※2} －1) ^{※3} 以下	7割	14,670円
43万円+30.5万円×被保険者数+10万円× (年金・給与所得者数 ^{※2} －1) ^{※3} 以下	5割	24,451円
43万円+56万円×被保険者数+10万円× (年金・給与所得者数 ^{※2} －1) ^{※3} 以下	2割	39,122円

※1 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で判定（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）

※2 年金・給与所得者とは以下の①～③のいずれかに該当する方
①給与収入が55万円超
②65歳未満（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が60万円超
③65歳以上（前年12月31日時点）で公的年金等の収入が125万円超

※3（ ）内は世帯の年金給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用

※65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

※事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ等）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間で5割軽減され、所得割は課されません。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7割軽減）が優先されます。



国民健康
保険税

保険税率の変更

県内の保険料（税）水準の統一と国民健康保険財政の安定運営を目的として、税率を以下のとおり変更しました。

		改正前 令和6年度	改正後 令和7年度	増減	標準保険料率 令和7年度
医療 給付費分	所得割	6.10%	6.20%	0.10%	7.63%
	資産割	10.10%	8.10%	-2.00%	—
	均等割	31,200円	31,500円	300円	32,967円
	平等割	22,100円	22,200円	100円	21,650円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.30%	2.30%	—	2.84%
	資産割	3.50%	2.80%	-0.70%	—
	均等割	11,700円	11,900円	200円	12,095円
	平等割	8,200円	8,300円	100円	7,943円
介護納付金分 (40～64歳 の方のみ)	所得割	2.00%	2.00%	—	2.48%
	資産割	3.60%	2.90%	-0.70%	—
	均等割	13,100円	13,400円	300円	13,021円
	平等割	6,300円	6,400円	100円	6,420円



世帯構成を考慮したモデルケースによる各家庭の税額計算例などは、広報こもの令和7年5月号または町ホームページでご確認ください。



▲
菰野町 HP



国民健康
保険税

保険税軽減判定基準額の見直し

国民健康保険税には、前年中の世帯内の所得合計が一定基準以下である場合、均等割（1人当たり課税）と平等割（1世帯当たり課税）が減額される措置があります。今回の改正では経済動向等を踏まえ、物価上昇の影響で軽減世帯の範囲が縮小しないよう、5割軽減および2割軽減の軽減基準を見直しました。

	改正後 軽減判定基準額
7割軽減 基準額	43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} －1) ^{※2}
5割軽減 基準額	43万円+ 29.5万円から 30.5万円に引き上げ 30.5万円×被保険者数 ^{※3} +10万円×(年金・給与所得者 ^{※1} の数－1) ^{※2}
2割軽減 基準額	43万円+ 54.5万円から 56万円に引き上げ 56万円×被保険者数 ^{※3} +10万円×(年金・給与所得者 ^{※1} の数－1) ^{※2}

※1 給与収入が55万円を超える方、または公的年金等の収入額が65歳未満の場合は60万円、65歳以上の場合は125万円を超える方

※2（ ）内は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ適用

※3 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含む

- INFORMATION -



国民健康 保険税



後期高齢者 医療制度

令和7年度

改正点を
CHANGE POINT
おしらせ

国民健康保険税の軽減判定基準額や課税限度額の改正、また後期高齢者医療制度の保険料についておしらせします。また、保険証の更新についてもおしらせします。



保険税の算定に関する問い合わせ

▶税務課 町民税係 TEL 391-1117 FAX 391-1191



後期高齢者医療制度に関する問い合わせ

▶住民課 保険年金係 TEL 391-1121 FAX 394-3423



国民健康
保険税

課税限度額の引き上げ

課税限度額



納税義務者1世帯に課税される 年間税額の上限額

国民健康保険税には、課税限度額として年間税額の上限額が定められていますが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げを行いました。

	課税限度額	算定の対象
医療 給付費分	65万円から 66万円に引き上げ 66万円	全ての被保険者
後期高齢者 支援金分	24万円から 26万円に引き上げ 26万円	全ての被保険者
介護 納付金分	17万円	40歳～64歳の被保険者